○厚生労働省令第百十九号

良 質 か つ 適 切 な 医 療 ぶを 効率 的 に 提 供 す Ź 体 制 \mathcal{O} 確 保を推 進す るた め 0) 医 療 法 等 の — 部 を 改正、 一する法

律 **令** 和 \equiv 年 法 律 第 兀 + 九 号) \mathcal{O} 部 \mathcal{O} 施 行 に 伴 1 及 び 関 係 法 律 \mathcal{O} 規 定 に 基 づ き、 診 療 放 射 線 技 師

法 施 行 規 則 等 \mathcal{O} 部 を改 正する省令を 次 \mathcal{O} ように 定 め る。

令和三年七月九日

厚生労働大臣 田村 憲久

診

療放

射線技師法

施

行

規則等

. つ ー

部を改正する省令

診 療 放 射 線 技 師 法 施 行 規 則 \mathcal{O} 部 改 正

第 条 診 療 放 射 線 技 師 法 施 行 規 則 昭昭 和二十六年厚生省令第三十三号) の 一 部を次の 表 \mathcal{O} ように改

正する。

_
傍
絼
剖
分
13
改
I
剖
分
$\overline{}$

テーテルを抜去する行為剤を注入する行為及び当該造影上部消化管検査のために鼻腔に(略)	当該カテーテルから造影剤及び空気を注入する行為並びに当該四 下部消化管検査のために肛門にカテーテルを挿入する行為、後に抜針及び止血を行う行為 後に抜針及び止血を行う行為 装置を操作する行為並びに当該放射性医薬品の投与が終了した装置を接続する行為、当該放射性医薬品を投与するために当該	三 核医学検査のために静脈路に放射性医薬品を投与するための装置を操作する行為のものを除く。)及び造影剤を投与するために当該造影剤注入 動脈路に造影剤注入装置を接続する行為(動脈路確保のため	投与が終了した後に抜針及び止血を行う行為 ために当該造影剤注入装置を操作する行為並びに当該造影剤の一 静脈路に造影剤注入装置を接続する行為、造影剤を投与する為は、次に掲げるものとする。 (法第二十四条の二第二号の厚生労働省令で定める行法)	八〜十四 (略) ボックス線撮影技術学 エー・ (改 正 後
	びに当該カテーテルから造影剤及び空気を注入する行為二「下部消化管検査のために肛門にカテーテルを挿入する行為並	(新設)(新設)	新二十四条の二 ・次に掲げるも ・次に掲げるも ・次に掲げるも ・次に掲げるも	八〜十四 (略)	改 正 前

装置は、超音波診断装置とする。 第十五条の四 法第二十六条第二項第四号の厚生労働省令で定める (法第二十六条第二項第四号の厚生労働省令で定める装置)	たものを除く。)及びマンモグラフィー検査とする。検査は、胸部エックス線検査(コンピュータ断層撮影装置を用い第十五条の三 法第二十六条第二項第二号の厚生労働省令で定める(法第二十六条第二項第二号の厚生労働省令で定める検査)
(新設)	たものを除く。)とする。 検査は、胸部エツクス線検査(コンピュータ断層撮影装置を用い策十五条の三 法第二十六条第二項第二号の厚生労働省令で定める(法第二十六条第二項第二号の厚生労働省令で定める検査)

(臨床検査技師等に関する法律施行規則の一部改正)

のように改正する。

第二条 臨床 検査技師等に関する法律施行規則 (昭和三十三年厚生省令第二十四号)の一部を次の表

(傍
線
部
分は
は改
正
部
分

(法第二十条の二第一項第四号の厚生労働省令で定める行為) 第十条の二 法第二十条の二第一項第四号の厚生労働省令で定める行為 第十条の二 法第二十条の二第一項第四号の厚生労働省令で定める (法第二十条の二第一項第四号の厚生労働省令で定める (法第二十条の二第一項第四号の厚生労働省令で定める (法第二十条の二第一項第四号の厚生労働省令で定める (法第二十条の二第一項第四号の厚生労働省令で定める (法第二十条の二第一項第四号の厚生労働省令で定める (法第二十条の二第一項第四号の厚生労働省令で定める行為 を行う行為 を行りために静脈路に造影剤注入装置を操作する行為 を行りためにもにある を必にもいて、といて、といて、といて、といて、といて、といて、といて、といて、といて、と	二十二 直腸肛門機能検査 (法第二条の厚生労働省令で定める生理学的検査は、次第一条の二 法第二条の厚生労働省令で定める生理学的検査は、次に掲げる検査とする。	改正後
(新設)	(法第二条の厚生労働省令で定める生理学的検査は、次第一条の二 法第二条の厚生労働省令で定める生理学的検査は、次に掲げる検査とする。 (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設)	改正前

為

る。

第三条 臨床工学技士法施行規則 (昭和六十三年厚生省令第十九号)の一部を次の表のように改正す

下次 日次 日次 日次 日次 日次 日次 日次	改正後	改正前
対する視野を確保するための当該内視鏡用ビデオカメラの操 対する視野を確保するための当該内視鏡用ビデオカメラの操 対する視野を確保するための当該内視鏡用ビデオカメラの操 対する視野を確保するための当該内視鏡用ビデオカメラの操作 対する視野を確保するための当該内視鏡用ビデオカメラの操作 対する視野を確保するための当該内視鏡用ビデオカメラの操作 対する視野を確保するための当該内視鏡用ビデオカメラの操作 対する視野を確保するための当該内視鏡用ビデオカメラの操作 対する視野を確保するための当該内視鏡用ビデオカメラの操 第三十七条第一項の厚生労働省令で定める医療用の装置の操作 が設定は血管に係るカテーテ 治療における身体に電気的刺激を負荷するための装置の操作 が高における身体に電気的刺激を負荷するための装置の操作 が高における身体に電気的刺激を負荷するための装置の操作 が高における身体に電気的刺激を負荷するための装置の操作 が表における身体に電気的刺激を負荷するための装置の操作 が表における身体に電気的刺激を負荷するための装置の操作 が表における身体に電気的刺激を負荷するための装置の操作 が表における身体に電気的刺激を負荷するための装置の操作 が表における身体に電気的刺激を負荷するための装置の操作 が表における身体に電気的刺激を負荷するための装置の操作 が表における身体に電気的刺激を負荷するための装置の操作 が表における身体に電気的刺激を負荷するための装置の操作 が表における身体に電気的刺激を負荷するための装置の操作 が表における身体に電気的刺激を負荷するための装置の操作 が表における身体に電気的刺激を負荷するための装置の操作 が表における身体に電気的刺激を負荷するための表置の操作 が表における身体に電気的刺激を負荷するための表置の操作 が表における身体に電気的刺激を負荷するための表置の操作 が表における身体に電気的刺激を負荷するための表置の操作 が表における身体に電気的刺激を負荷するための表置の操作 を投与するための当該内視鏡用ビデオカメラの保持及び手術野	附則 第四章 業務 (第三十一条の二・第三十二条) 第一章~第三章 (略) 第次	則 四章 業務 第三章
対する視野を確保するための当該内視鏡用ビデオカメラの操第三十七条第一項の厚生労働省令で定める医療用の装置の操作は、次のとおりとする。 を投与するための当該輸液ポンプ又はシリンジポンプの接続、薬おける静脈路への輸液ポンプ又はシリンジポンプの接続、薬おける静脈路への輸液ポンプ又はシリンジポンプの接続、薬を投与するための当該輸液ポンプ又は当該シリンジポンプの存金で生命維持管理装置を用いて行う心臓又は血管に係るカテーテーが変で生命維持管理装置を用いて行う心臓又は血管に係るカテーテーが変における身体に電気的刺激を負荷するための装置の操作がでに当該薬剤の投与が終了した後の抜針及び止血を投与するための当該輸液ポンプ又は当該シリンジポンプの接続、薬がは、次のとおりとする。		四章
目に対する視野を確保するための当該内視鏡用ビデオカメラのに対する視野を確保するための当該内視鏡用ビデオカメラの保持及び手術体内に挿入されている内視鏡用ビデオカメラの保持及び手術手術室で生命維持管理装置を用いて行う鏡視下手術におけ	治療における身体に電気的刺激を負荷するための装置の操作性がでに当該薬剤の投与が終了した後の抜針及び止血を投与するための当該輸液ポンプ又は当該シリンジポンプのを投与するための当該輸液ポンプ又は当該シリンジポンプのを投与するための当該輸液ポンプ又は当該シリンジポンプのを投与するための当該輸液ポンプ又は当該シリンジポンプのを投与するための当該輸液ポンプ区は当該シリンジポンプのを投与するための当該輸液ポンプ区は当該シリンジポンプのを投与するための当該輸液ポンプ区は当該シリンジポンプの接続、薬学の関係に対ける身体に電気的刺激を負荷するための装置の操作並びに当該薬剤の投与が終了した後の抜針及び止血等に係るカテーテートの場合では、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな	机設)

(傍線部分は改正部分)

附

則

令和三年十月一日から施行する。